【災害貸付等のご案内】

組合員が水震火災、その他災害(以下、「災害」という。)により損害を受けた場合に利用することができる災害貸付についてご案内いたします。

1 貸付の種類

(1) 災害家財貸付

貸付事由:組合員の家財が災害および盗難等により損害を受けた場合

※対象品目:屋根瓦、外壁、塀などの修繕、家財道具、自動車など

貸付限度額:給料月額×6カ月分(最高200万円)

貸付利率: 年0.93% (変動利率)

(2) 災害住宅貸付

貸付事由:組合員の住宅又は住宅の敷地が災害による損害を受けた場合

貸付限度額:給料月額×組合員期間に応じた月数(最高1,800万円)

※組合員期間に応じた最低保障額あり

貸付利率: 年0.93% (変動利率)

(3) 災害再貸付

貸付事由:現在、当組合から住宅貸付又は災害住宅貸付を受けている組合員が

居住する住宅又は住宅の敷地が災害による損害を受けた場合

※当組合から災害給付の支給を受ける程度の損害に限ります。

貸付限度額:給料月額×組合員期間に応じた月数×2 (最高1,900万円)

※組合員期間に応じた最低保障額あり

貸付利率: 年0.93% (変動利率)

そ の 他:災害再貸付を受けるときは、住宅貸付又は災害住宅貸付の未償還元

金を全額償還する必要があります。この場合、貸付限度額の範囲内

で当該未償還元金分を併せて申込することができます。

2 提出書類

- (1) 貸付申込書 (家財・・・・様式第1号(1)、住宅又は再貸付・・・・様式第1号(2))
- (2) 印鑑登録証明書
- (3)借入状況等申告書(様式第11号)

※他の金融機関等から借入れがある場合は、現在から将来に亘って償還額が確認 できる種類を添付

- (4) 罹災証明書
- (5) その他必要書類

ア 災害家財貸付については、普通貸付に準ずる書類

イ 災害住宅貸付及び災害再貸付については、住宅貸付に準ずる書類

3 その他注意事項

- (1) 当組合から災害給付の支給を受けたときは、罹災証明書の提出は不要です。
- (2) 災害貸付については、原則として被災後1年以内の申込みとなります。

4 参考

(1) 貸付限度額を算出する際の組合員期間に応じた月数

組合員期間	月数
1年以上 6年未満	7月
6年以上 11年未満	15月
11 年以上 16 年未満	22 月
16 年以上 20 年未満	28 月
20 年以上 25 年未満	43 月
25 年以上 30 年未満	60 月
30 年以上	69 月

(2) 最高限度額及び最低保障額

貸付種別	組合員期間	最低保障額	最高限度額
災害住宅貸付	3 年未満	100 万円	
	3年以上 7年未満	400 万円	
	7年以上 12年未満	700 万円	1,800 万円
	12 年以上 17 年未満	900 万円	
	17年以上	1,100 万円	
災害再貸付	3年未満	150 万円	
	3年以上 7年未満	450 万円	
	7年以上 12年未満	750 万円	1,900 万円
	12 年以上 17 年未満	950 万円	
	17 年以上	1,150 万円	

【担当課】福利厚生課:厚生係 TEL 029-301-1412